

協会けんぽ鹿児島支部からのお知らせ



知つていれば安心、役立つ情報や各種ご案内を掲載しております。

職場内で回覧をお願いします

令和
3年

6
月号

整骨院・接骨院の正しいかかり方

整骨院・接骨院の施術でも、保険証が使えますが
使用できる範囲は限られています !!

【健康保険の対象となるもの】

負傷原因がはっきりしているケガや痛み



※内科的原因による疾患は含まれません
※骨折・ひび・脱臼は応急手当の場合を除き医師の同意が必要です

【健康保険の対象とならないもの】

病気による痛み・原因不明の痛み

スポーツなどによる筋肉疲労



過去の交通事故等による後遺症

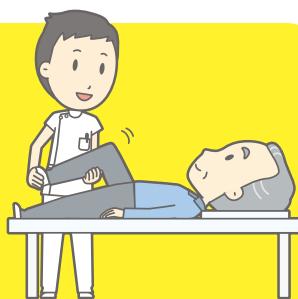
体調不良や単なる肩こり

マッサージ代わりの利用

脳疾患後遺症などの慢性病



整骨院・接骨院の看板などに「各種保険取扱」と書かれても、受けた施術内容が「健康保険の対象とならないもの」と判断された場合は、保険証を使用することはできません。



■■■■■協会けんぽより治療内容についてお尋ねすることができます■■■■■

適正な支払いに調査が必要と判断される場合には、「協会けんぽ」より電話または文書で、負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただく場合があります。そのため、領収証などの保管をしていただき、照会がありましたらご協力くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】業務グループ ☎099-219-1734（自動音声案内①番）

協会けんぽは令和3年度からの3年間、 ⑥ つのポイントに重点的・集中的に取り組み、 皆さまの健康を支えます。

① 健診・保健指導の推進

ご家族を含めた生活習慣病の早期発見のため、健診を実施します。また、健診結果をもとに、生活習慣病の予防につなげられるよう、生活習慣の改善が必要な方には、保健師等が皆さまの生活に寄り添った丁寧な保健指導を実施します。

【目標】

- ・健診受診率を65%以上とします
- ・保健指導実施率を35%以上とします



② 重症化予防

健診の結果、生活習慣病の治療が必要な方には、直接お手紙をお送りし、早期に受診いただくようご案内します。これにより、糖尿病や循環器疾患による重症化予防に努めます。

【目標】

- ・受診のご案内後、3カ月以内に医療機関を受診した方の割合を13.1%以上とします



③ コラボヘルス

事業所ごとの健康状況が分かる事業所カルテをお渡しし、健康宣言事業を通じて、事業所における健康づくりをサポートします。

【目標】

- ・健康宣言事業所数を全都道府県支部で70,000事業所以上とします



④ ヘルスリテラシーの向上

「日常生活の中でできる健康づくり（運動や食生活）」に役立つ情報をお伝えするため、セミナー・や動画配信等による健康教育を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上に取り組みます。

【動画の配信内容について】

- ・運動編
- ・食生活編
- ・健康づくりに取り組む
- ・事業所の好事例の紹介 等



⑤ 医療費の適正化

高齢化の進展等により増加する医療費の適正化を進め、皆さまの保険料負担を少しでも軽減できるよう、健康づくりの取組のほか、ジェネリック医薬品の使用促進や上手な医療のかかり方（不要不急の時間外受診を控える等）の啓発等に取り組みます。

【目標】

- ・協会けんぽのジェネリック医薬品の使用割合を全都道府県支部で80%以上とします



⑥ 効率化によるサービスの向上

より一層の業務の効率化を図ることで、加入者の皆さまに必要なサービス（傷病手当金、出産手当金等）を迅速かつ確実に提供します。また、窓口での負担額が軽減される限度額適用認定証の利用を促進します。

【目標】

- ・傷病手当金、出産手当金等を、申請受付から10営業日以内にお支払いします



全国健康保険協会 鹿児島支部
協会けんぽ

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階
TEL : 099-219-1734 (代表) FAX : 099-219-1743

～協会けんぽ鹿児島支部ホームページ～



協会けんぽ鹿児島

検索

